

Contents

Python Academics Tokyo	1
海外ボランティアプログラム利用規約	
第 1 条 (本規約の適用)	1
第 2 条 (サービスの性質及び業務範囲)	1
第 3 条 (申込の不承諾事由)	2
第 4 条 (契約の成立)	2
第 5 条 (手続き代行業務)	3
第 6 条 (サポート業務)	3
第 7 条 (行動規範及び犯罪履歴証明書)	3
第 8 条 (費用の支払い及び為替レート)	4
第 9 条 (プログラムの変更手続き)	4
第 10 条 (申込者からの解約)	4
第 11 条 (弊団体からの解約)	4
第 12 条 (免責事項)	5
第 13 条 (裁判管轄)	5
第 14 条 (本規約の変更)	5

Python Academics Tokyo

海外ボランティアプログラム利用規約

第 1 条 (本規約の適用)

本規約は、Python Academics Tokyo(以下「弊団体」といいます) が提供する海外ボランティアプログラムに関するサービス(以下「本サービス」といいます) の利用に関して、弊団体と本サービスを利用される方(以下「申込者」といいます)との間に適用されるものとします。

第 2 条 (サービスの性質及び業務範囲)

弊団体 Python Academics Tokyo は、海外のプログラム提供事業者と日本国内の申込者との間における事業者間取引 (BtoB) の一環として、日本語でのオリエンテーション、参加登録手続きの代行、及び情報提供サービスを提供しています。

弊団体は、海外ボランティアプログラムの企画、運営、実施には一切関与しておらず、プログラムの運営主体ではありません。プログラムの企画及び実施は、すべて海外のプログラム提供事業者が行うものであり、弊団体は当該事業者と申込者との間の契約締結を支援する立場にあります。

弊団体の提供するサービスは、旅行業法に定める「旅行業」には該当せず、弊団体は旅行業の登録を行っておりません。弊団体は申込者に対して旅行商品を販売するものではなく、また旅行に関する一切の手配を直接行うものではありません。

弊団体は、航空券の購入、予約、手配、または航空会社との契約締結に関する業務を一切行いません。航空券の手配は、第 5 条第 4 項に定めるとおり、申込者ご自身が各自で行うものとします。

弊団体が申込者から受領する費用は、海外プログラム提供事業者へ支払うプログラム参加費用、及び弊団体が提供する手続き代行、

情報提供、オリエンテーション等の役務提供に対する手数料を含む総額です。なお、当該費用には旅行代金及び航空券代金は一切含まれておりません。

第3条（申込の不承諾事由）

弊団体は、申込者が以下のいずれかの事由に該当する場合、プログラムへの参加申し込みを承諾しないことがあります。

1. 申込者の健康状態や安全を確保する観点から、プログラム参加が不適切であると弊団体が判断した場合。
2. 希望プログラムの募集定員が既に満員となり、申込者の参加が物理的に不可能な場合。
3. その他、弊団体が合理的かつ正当な理由に基づき、プログラムへの参加が不適当であると判断した場合。

第4条（契約の成立）

申込者が所定の申込手続きを完了し、弊団体がこれを電子メールによって承諾し、参加費の入金が確認された時点で、本サービスに関する契約が成立するものとします。

弊団体は、申込者の健康状態、経歴、またはその他の参加条件がプログラムに適さないと判断した場合、申込を承諾しない権利を有するものとします。この際、弊団体は速やかに申込者に通知し、既に受領している申込金がある場合は全額を返金します。

申込者は、本サービスの利用を希望する場合、弊団体所定の申込フォームに必要事項を記入し、指定された必要書類の提出をし、それに準じて弊団体が作成した請求書メールに記載の金額を、指定の銀行口座に振り込むことにより申込手続きを行うものとします。

プログラム費用の総額は弊団体が定めるものとし、申込者は全額を支払うものとします。参加費用の具体的な金額と支払い期日は、弊団体が別途通知します。

プログラム費用の支払いは銀行振込とし、支払い期日は別途定めるものとします。この支払いが確認された時点で、正式な申し込みが完了したものとみなします。

弊団体は、以下の事情がある場合、申込を承諾しないことがあります。この場合、既に支払われたプログラム費用は全額返金されます。

1. 未成年の申込者が親権者の同意を得ていない場合。
2. 申込者が希望するプログラムが定員満員となり、参加が不可能であると弊団体が判断した場合。
3. 申込者が申込に必要な書類を提出しない、または不備がある場合。
4. その他、弊団体が合理的な判断に基づき、申込者のプログラム参加が不適切であると認める場合。

契約成立後、申込者がプログラム費用を指定期日までに支払わなかった場合や、必要な書類を提出しなかった場合、弊団体は本契約を解除する権利を有します。

契約成立後、申込者は弊団体の指示に従い、速やかに必要な手続きに協力するものとします。手続きの遅延により発生した損害や不利益について、弊団体は責任を負いません。

第 5 条（手続き代行業務）

弊団体は、契約成立後、以下の手続き代行業務を速やかに開始します。

1. 海外ボランティアプログラムの手配: 申込者が希望するプログラムの予約および手配を代行します。希望プログラムが満員の場合、通知のうえ代替プログラムを提案します。申込者が代替案を承諾しない場合、代行業務は終了し、第 10 条のキャンセル規定に則り対応します。
2. 滞在先の手配: 現地でのプログラム期間中の滞在先を手配します。希望の滞在先が満員の場合、代替案を提案します。代替案を承諾しない場合、代行業務は終了し、第 10 条のキャンセル規定に則り対応します。
3. ビザ（査証）の申請手続き: ビザ申請に対してはご自身で申請して頂く事とし、弊団体では代行致しません。ビザ発給の遅延・拒否によりプログラムを変更またはキャンセルする場合、ご出発 30 日以内であればキャンセル（登録代行手数料 20,000 円はいかなる場合でも返金できません）、20 日以内であれば国の変更、他のプログラムへの変更が可能となります。
4. 航空券手配手続き: 申込者は申込者が各自航空券の手配をします。
5. 海外旅行保険手続き: 申込者は渡航先での補償のため傷害保険への加入が必要です。弊団体は保険に関わる一切のサポートを提供できません。申込人自身の判断で無保険で渡航した場合、渡航中に発生した疾病・怪我などの被害について、弊団体に保証を求ることはできません。必ず傷害保険の加入が必須となります。
6. 空港送迎（往路）手続き

申込者は、弊団体が前項の代行業務遂行に必要と指示した書類を速やかに提出するものとします。提出遅延による手続きの遅延や不利益について、弊団体は責任を負いません。

第 6 条（サポート業務）

弊団体は、申込者が適切な状態でプログラムに参加できるよう、出発前の準備、渡航手続き、現地での注意事項など、必要な準備に関するアドバイス（渡航前オリエンテーション含む）を提供します。

弊団体が提供するサポート業務は、申込者が安全かつ快適にプログラムに参加できるよう支援することを目的としており、具体的な成果（例: 語学力向上、特定の技能習得など）を一切保証するものではありません。

第 7 条（行動規範及び犯罪履歴証明書）

申込者は、プログラム現地到着初日に、プログラム提供者が定める行動規範（Code of Conduct）についての説明を受け、現地で署名することにより、プログラム活動への参加が認められることを理解し、これに同意するものとします。

前項の行動規範に関する説明及び署名の必要性については、弊団体が実施する渡航前オリエンテーションにおいて説明されるものとし、申込者は当該オリエンテーションに参加することにより、これを承諾したものとみなします。

申込者は、プログラム参加にあたり、犯罪履歴証明書に関する自己申告書を弊団体に提出するとともに、口頭による申告を行うものとします。これらの申告書及び口頭申告内容は、現地プログラム提供者に提出されます。

前項の申告において虚偽が判明した場合、または行動規範への署名を拒否した場合、プログラムへの参加が認められないことがあります。この場合、第 10 条のキャンセル規定が適用されます。

第 8 条（費用の支払い及び為替レート）

プログラムに関連する費用は、弊団体が発行する請求書に基づき請求され、申込者は記載された金額を指定の銀行口座へ期限内に支払うものとします。

弊団体は、申込者の同意を得た上で、申込者からの支払いを待たずに、プログラムや関連手続きに必要な費用を代理で支払いを行うことがあります。この場合、申込者は、代理で支払った費用を速やかに弊団体に支払う義務を負います。変更やキャンセルが発生した場合も、申込者は所定の期日までに支払うものとします。

支払いが遅延した場合、弊団体は本契約を解除する権利を有します。この場合、既に受領した金額は第 10 条のキャンセル規定に則って対処されるため、返金されないことがあります。また、支払い遅延により発生する損害に対して、申込者は賠償責任を負う場合があります。

第 9 条（プログラムの変更手続き）

申込者は、プログラムの期間や参加するプログラム自体の変更をご出発の 20 日前までに電子メールにて申し込むことができます。変更手続き料はかかりませんが、プログラム費用の差額をお支払いいただく必要があります。差額の振込を確認次第、新しいプログラムの手配を進めます。

第 10 条（申込者からの解約）

海外ボランティアプログラムの解約を希望する場合、プログラム開始日の 4 週間前まではキャンセル料はかかりません。ただし、いかなる場合でも手配代行手数料（20,000 円）の返金はされませんのでご注意ください。プログラム開始日の 4 週間以内での解約申し込みには、プログラム費用の返金はございません。

出発後のお申し込みの解約を希望される場合は、返金は行いません。航空券や保険などプログラム費用以外のキャンセルについては、弊団体では責任を負いません。また現地での途中キャンセルについては返金はできないものとします。

第 11 条（弊団体からの解約）

申込者が以下のいずれかの事由に該当する場合、弊団体は本契約を解約することができるものとします。

1. 必要書類の不提出: 申込者が指定期日までに第 5 条第 2 項に基づく必要書類を提出しない場合。
2. 費用の未払い: 申込者が指定期日までにプログラム費用その他の関連費用を支払わない場合。
3. 連絡不能: 申込者の所在が不明、または 1 ヶ月以上にわたり連絡が取れない場合。
4. 虚偽の申告: 申込者が弊団体に届け出た情報に虚偽や重大な不備があった場合。
5. 不適切な要求: 申込者が本契約に関連して、合理的な範囲を超える要求や不当な要求を行った場合。
6. 手続きの継続が困難な場合: その他、弊団体が合理的な判断に基づき、手続きの継続が著しく困難であると認めた場合。

弊団体が前項に基づき本契約を解約した場合、弊団体は既に受領した金額の返還義務を負わないものとし、弊団体が損害を被っている場合には、その賠償請求を行うことができるものとします。

第 12 条（免責事項）

弊団体は、以下に記載する事由により申込者が損害を被った場合でも、弊団体に故意または重大な過失がない限り、その損害に対し
て一切の責任を負いません。

1. プログラム提供者の事情: 申込先のプログラムが定員を超えており、申込者が参加できない場合。
2. 通信や手続きの遅延: 通信の不具合やプログラム提供者の事情により、申込者がプログラムに参加できない場合。
3. 入国拒否やビザの問題: 申込者がパスポートやビザの不備により渡航先に入国できない場合、またはビザの取得に時間を要し、
出発に間に合わない場合。
4. 不可抗力: 天災地変、戦争、暴動、ストライキなどの不可抗力により、プログラムの実施が困難になった場合。
5. 申込者がパスポート及びビザなどの不備により、渡航先国に入国拒否をされたとき。
6. 申込者がパスポート及びビザなどの取得に時間を要し、予定の出発に間に合わないとき。
7. その他、申込者及び弊団体以外の第三者（滞在先、航空会社、その他の交通機関を含むがこれらに限定されない）の責めに帰
すべき事由により、申込人に損害が生じたとき。

弊団体は、ボランティアプログラムの派遣先のスタッフまたは施設の運営に起因する過失、不作為、またはその他のトラブルにより
申込者が被った損害について、一切の責任を負いません。これには、プログラム実施の遅延、中断、取消、施設の不備、スタッフの指
示に基づく行動による損害等が含まれます。申込者は自己の責任においてプログラムに参加するものとし、問題が発生した場合でも、
弊団体に対して補償を求めるることはできません。

弊団体は、申込者がプログラム中に所有する貴重品の紛失、盗難、または損害について、一切の責任を負いません。申込者は自己の
責任で貴重品を管理するものとし、これらの事態が発生しても、弊団体に補償を求めるることはできません。

前項に問わらず、弊団体が申込者に対して賠償責任を負う場合、その賠償額は、弊団体が申込者から受領した金額を上限とします。

本サービスに関して弊団体が提供するすべての役務は、申込者のプログラム参加等に関する手続き代行業務及びサポートを目的とし
ており、申込者の語学力向上、進学、資格取得、プログラム参加、滞在環境（宿泊施設や食事含む）の満足度を一切保証するものでは
ありません。

第 13 条（裁判管轄）

本規約及び本契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 14 条（本規約の変更）

本規約は、法令の変更その他必要が生じた場合、変更することができます。その場合、弊団体が運営するホームページで
(<https://python-academics.com/>) 告知するものとし、最新の規約が申込者と弊団体との間で適用されるものとします。